

特定処遇改善加算（Ⅰ）取得法人です。

当法人では介護職員処遇改善加算（Ⅰ）と介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を取得しています。

これは、介護職員の処遇改善を目的に制度化されたもので、令和元年10月からの特定処遇改善加算は介護職員だけでなく、介護福祉施設等で働く看護師などの医療職やケアマネジャー、事務職員も対象となるよう新たに創設されたものです。

当法人でも介護・福祉経験年数が10年以上の介護職員と10年未満の介護職員、それ以外の職種の職員という国の配分基準に従って、それぞれ給与、賞与に上乗せして配分をしています。

配分基準については、次の通りです。

グループの区分		対 象 職 員 の 基 準
a	経験・技能のある介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職員であること（介護職の兼任辞令を交付し介護業務を実施している職員を含む） ○ 介護福祉士である職員 ○ 当法人の勤務年数及び前歴の福祉・介護施設等の経験年数を合算し、10年以上の職員 ○ 正規職員又は準職員
b	他の介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職員であること（介護職の兼任の辞令を交付し介護業務を実施している職員を含む） ○ 上記「a 経験・技能のある職員」以外の介護職員 ○ 正規職員又は準職員もしくはパート職員
c	その他の職種	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職以外の職種の職員（介護職の兼任辞令を交付し介護業務を実施している職員を除く） ○ 正規職員又は準職員もしくはパート職員